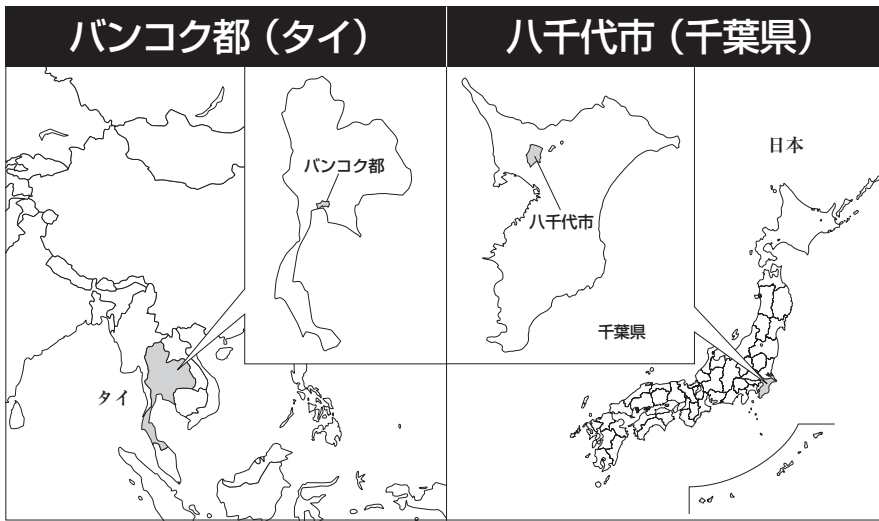


姉妹都市に なりました

このコーナーでは、新規に友好都市・姉妹都市締結を行った二つの自治体をご紹介します。



八千代市 (千葉県) - バンコク都 (タイ)

提携日：二〇〇八年五月一七日

八千代市では、一九八九年に「ふるさと創生一億円事業」を活用し、八千代こども国際平和文化基金を設置したことをきっかけに、二〇年前からタイ・バンコク都とのこども国際善大使による派遣・受入事業を行ってまいりました。

今年交流二〇年を記念して、この事業の継続と教育・文化など多分野にわたる交流の推進を目指して、友好都市提携協定が締結されました。調印式は、バンコクこども親善大使の受入れに合わせて、五月一七日にワンヴィライ副事務次官らバンコク都関係者を迎えて行われました。また、同日交流二〇年記念展示会と祝賀会も開催されました。記念展示会のテープカットでは、歴代八千代こども親善大使の会「ダイラックアン」が



↑ダイラックアンのスタッフが作成した友好提携のロゴマーク



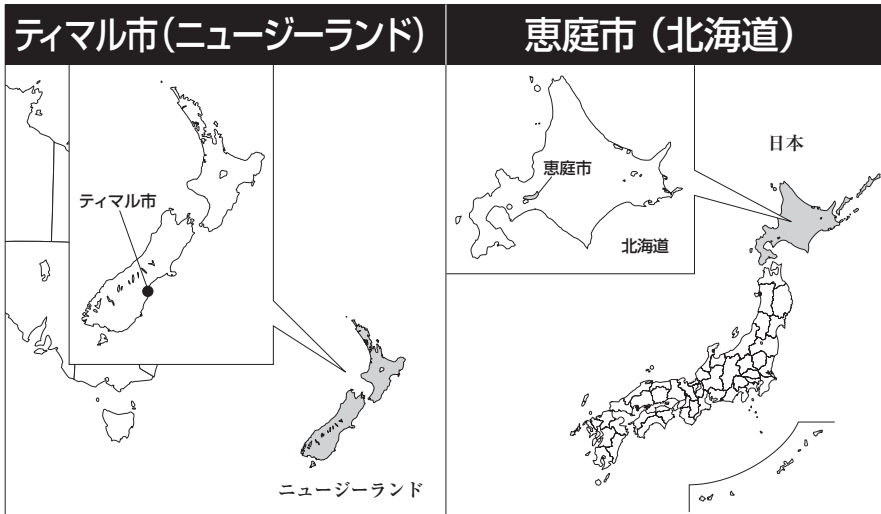
↑豊田市長・ワンヴィライ副事務次官(中央)と八千代市・バンコク都の関係者



↑ダイラックアンとバンコクこども親善大使がテーマソングを合唱

市民に呼び掛けて結成したウエルカム隊が、バンコク都関係者を出迎えました。祝賀会では、調印式に出席できなかったアピラック都知事からのビデオメッセージが紹介され、子どもたちが伝統芸能を披露したほか、ダイラックアンのメンバーも集まり交流を深めました。

ダイラックアンは、帰国してからも自主的な活動が続けていますが、これを受けてバンコク都でも同様にこども親善大使の会「テップウタイ」が結成されています。八千代市の人口は約一九万人、バンコク都は約八〇〇万人と都市の規模は大きく異なりますが、このようなこども親善大使の活動を通じた強い絆が、今回の友好都市提携につながりました。



恵庭市（北海道）
ティマル市
（ニュージーランド）
 提携日：二〇〇八年二月三日



↑両市長（中央）を交えたパネルディスカッション

恵庭市とティマル市は、二〇〇三年に両市の商工会議所が「国際友好商工会議所」の締結を行って以降、お互いのアンテナショップである「ティマルショップ」「えにわショップ」開設などの経済交流や、青少年国際交流派遣事業を通じて友好を深め、今回の姉妹都市提携に至りました。

二月三日ティマル市で行われた調印式を受け、六月二十八日には、恵庭市にある北海道文教大学国際交流会館を会場に記念セレモニーが開催され、両市長によるスピーチ、締結書の朗読、合唱交流などが行われました。その後のオープニングイベントでは、ニュージーランドのラグビー選手が試合前に行うことで知られるマオリの民族舞踊「HAKA」が披露されるとともに、「地域レベルの人的交流と経済交流のあり方」をテーマ

姉妹交流に関するお問い合わせ先
 (財)自治体国際化協会
 交流情報部交流親善課
 TEL 03-52113-11723
 FAX 03-52113-1742
 e-mail: shimai@clair.or.jp

お互いに「水・緑・花」といった自然を基調としたまちづくりを進めるなど共通点の多い両市は、今回の姉妹都市締結を機にますます友好を深めていくことでしよう。



↑多くの人でにぎわう「道と川の駅 花ロードえにわ」

にオープンパネルディスカッションを開催し、両市長も交えて活発な意見交換を行いました。

これに並行して、「道と川の駅 花ロードえにわ」を会場に、ニュージーランドフードフェスティバルやパネル展示なども行われ、多くの来場者でにぎわいました。

姉妹交流ライブラリーを ご活用ください

(財)自治体国際化協会交流情報部交流親善課

わが国における自治体間の姉妹交流提携は、1955年12月に長崎市とセントポール市(アメリカ・ミネソタ州)の間で結ばれたことに始まり、それから半世紀以上がたった現在、姉妹提携している自治体は840団体、提携件数は1565件に達しています(2008年6月30日現在)。

当協会では、姉妹交流ライブラリーを設置し、姉妹提携・姉妹交流に関する情報や資料収集、国内外の自治体などへの情報提供など、自治体の姉妹提携締結および姉妹交流促進のための支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

<http://www.clair.or.jp/j/simai/library.html>

当協会へ寄せられる質問のうち、主なものを紹介いたします。

Q 1: 姉妹自治体の定義とは?

A 1: 姉妹自治体には、法律上定められた定義はありません。

しかし、当協会では姉妹都市に関する統計処理を行う上で、次の基準を設け、この要件すべてに該当するものについて「姉妹自治体」として取り扱っております。

- ・両首長による提携書があること
- ・交流分野が特定のものに限定されていないこと
- ・交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること

Q 2: 「姉妹都市」と「友好都市」の違いは?

A 2: A 1 に記述しましたように「姉妹都市」についての定義はありません。

日本では姉妹都市という呼称が一般的に使われますが、これは元々アメリカで「Sister city」と呼ばれたことから、それを直訳した「姉妹都市」という呼び方が今日まで多く採用されてきているようです。

また、中国との提携に際しては、「姉」「妹」という上下関係の問題を避けるため、「友好都市」という呼称が用いられています。

最近では、「姉妹交流締結の前段階」あるいは「姉妹交流ではないが、交流を行いたい」という意味で「友好都市」という呼称が用いられるケースもあります。

Q 3: 姉妹交流の提携先は、どのように探したらよいですか?

A 3: 当協会では、ホームページで姉妹交流を希望されている国内自治体の情報を国外に発信しています。掲載を希望される場合は交流親善課までご連絡ください。

http://www.clair.or.jp/j/simai/kibou_j/kibou_j.html

(掲載内容)

- ①自治体名、②人口、③交流を希望する国・地域、④相手都市へ希望する条件(人口が同規模の都市、環境が似ている都市など)、⑤予定交流分野(教育、文化、スポーツなど)、⑥ホームページアドレスなど

Q 4: 海外の自治体で、姉妹交流を希望している団体はありますか?

A 4: 日本の自治体と姉妹交流を希望している自治体について、当協会ホームページに掲載しています。こちらでは、当該自治体の人口、特徴、提携希望先、希望交流の内容などの情報を掲載しています。

http://www.clair.or.jp/j/simai/kibou/kibou_k.html

このほか、姉妹交流に関するご質問・ご相談については、当協会交流親善課までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先:

(財)自治体国際化協会交流情報部交流親善課

TEL: 03-5213-1723

FAX: 03-5213-1742

e-mail: shimai@clair.or.jp